

教育委員会制度における中立性、安定性、 継続性確保のための仕組み

首長からの独立制

学校等教育機関の設置管理など教育事務については、教育委員会に単独で事務を執行する権限を付与。

首長から独立した権限を持つことにより、教育行政の中立性等を確保。

合議制

多数決により教育行政の基本方針を決定。

独任制ではなく、合議制にすることにより、教育行政の方針が一個人の価値判断に左右されることを防ぐ。

委員の改任は毎年1人ずつ

<最初に任命される委員の任期>

定数6人の場合 4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が2人、1年任期が1人。
定数5人の場合 4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が1人、1年任期が1人。
定数3人の場合 4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が1人



以降、原則毎年1人ずつが改任 (途中辞職の場合、前任者の残任期間)

委員の改任により急激に教育行政の方針が変わることを避ける。首長・議員の任期が4年であるため、委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性がおびやかされることを防ぐ。

委員の身分保障

任期中は一定の事由がある場合を除いては、失職・罷免されない。

委員の身分を保証して教育行政の安定を確保。

政党所属の委員を罷免

同一政党所属者が委員の過半数を占めることの無いよう、一定の場合(5人制:同一政党所属者が3人以上となる場合)、委員を罷免。

教育行政の中立性を確保。

委員の政治活動を制限

教育委員は、政治的団体の役員となったり、積極的な政治活動を行うことが禁止されている。

教育行政の政治的中立性を確保。

教育委員会の委員の改任の流れ

<イメージ> 市町村合併により新設されたS市の教育委員会

平成15年4月発足

平成19年4月

平成23年4月

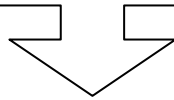
A委員	任期:4年	F委員 任期:4年	
B委員	任期:4年	G委員 任期:4年	
C委員	任期:3年	H委員 任期:4年	...
D委員	任期:2年	I委員 任期:4年	...
E委員	任期 1年	J委員 任期:4年	...



最初に任命される委員の任期

教育委員の定数5人の場合: 2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年
後任者の任期は4年

(任期途中で委員が辞職等した場合は後任者は前任者の残任期間)



委員の改任は原則1年に1人又は2人ずつ



委員の改任により急激に教育行政の方針が変わることを防ぐ